

中小河川緊急治水対策プロジェクトを地方自治体にとって活用しやすいものとするための措置を求める意見書

平成28年8月の北海道・東北豪雨や平成29年7月の九州北部豪雨などにより、近年、地方の中小河川において浸水被害が多発していることから、これらの被害を解消するために、河道掘削等により河川の流下能力を向上させる必要があるが、都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、これまで維持補修の単費予算で行われており、遅々として進展していないのが実情である。

そのような中、国土交通省は、平成29年12月に、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を取りまとめ、再度の氾濫防止対策の一つとして中小河川の河道掘削をプロジェクトに盛り込んだ。

しかし、このプロジェクトは、おおむね3年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定されている。

よって、政府においては、中小河川を管理する地方自治体にとって、真に活用しやすいプロジェクトとするため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 プロジェクト実施に当たっては、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 プロジェクトでは、河道掘削の対策箇所を限定しているが、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対象の拡大を検討するとともに、国直轄河川についても、周辺地方自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

内閣総理大臣
財務大臣 宛て
国土交通大臣

福島県議会議長 吉田栄光